

「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」に対する意見

2022年8月26日

一般社団法人 日本貿易会

法務委員会

サステナビリティ推進委員会

2022年8月8日、経済産業省は「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」について意見募集を開始した。

これを受け、法務委員会およびサステナビリティ推進委員会にて、内容の更なる明確化や実務対応の負担軽減・効率化の観点から以下の通り連名意見をとりまとめ、8月26日に経済産業省に提出した。

該当箇所	意見内容	理由
ガイドライン1.3 本ガイドラインの対象企業及び人権尊重の取組の対象範囲	人権尊重の取組の対象には、「自社の製品・サービスの販売・消費等に関する「下流」」(ガイドライン1.3)が含まれているところ、「下流」の具体的な対象範囲を示して頂きたい。また、原材料を取り扱う立場においては、「下流」の負の影響の特定方法は「上流」の特定よりも多岐にわたるところ、具体的かつ効果的な対応方法を示して頂きたい。	サプライチェーンにおいて、企業が下流の企業に与える、あるいは関連する人権の負の影響はあまり想定できないため、その特定自体が難しい。また、取扱う原材料の最終的な用途を全て把握することは非常に困難であると思われるため。
ガイドライン1.3 本ガイドラインの対象企業及び人権尊重の取組の対象範囲	ガイドラインが義務ではないことから、かなり広範な対象者との新たな取組調整にあたっては、困難さを伴うことが想定されるため、具体的且つ実務的に対応しやすいマニュアルなどを発行して頂きたい。(今後作成を予定されている「人権尊重の取組の内容をより具体的かつ実務的な形で示すための資料」において具体的な説明を頂きたい)	対象範囲が広範であることから、共通ルールや進め方の推奨案などが無いと調整が進まず、ガイドラインが形骸化することが想定されるため。
ガイドライン1.3 本ガイドラインの対象企業及び人権尊重の取組の対象範囲	各企業における本ガイドラインの運用状況について、何らかの事後的検証を実施する予定かご教示頂きたい。	各企業におけるガイドライン運用状況につき、経済産業省として何らかの検証実施を予定しているのであれば、予め知っておきたいため。
ガイドライン3 人権方針(各論) ガイドライン4.4.2 説明・情報開示の方法 ガイドライン5.1 苦情処理メカニズム	以下の点が可能であることをガイドラインに記載頂きたい。 ① 各企業の子会社等における、人権方針の公開・人権DDの情報開示を、親会社 が包括的に実施すること ② 各企業の子会社等が、親会社が設置する苦情処理メカニズムに参加すること	一般公開の方法の例としてはガイドライン4.4.2(a)に記載があるが、ホームページ等を持たない/統合報告書を発行していない小規模の会社等も存在し、それらについて「一般に公開されており周知されている」状況を作り出す一つの手段としてグループ単位での発信も有効と考えられるため。また、小規模の会社等において、ガイドライン上求められる要件を満たした苦情処理メカニズムを構築することは負担が大きく、グループ全体での構築が有用と考えられるため。
ガイドライン4.2.1.3 取引停止 Q&A No.10	取引停止の可否を判断する際に、人権への負の影響のみならず、経営リスク(取引継続に伴う各種コストやレピュテーションへの影響等)をも勘案することの可否について記載頂きたい。	Q&A No.10によれば、経営リスクの増大を抑制するために取引停止を行うことは、人権尊重の取組における基本的な考え方に合致しないとのことである。一方で、取引継続することで、単なる経営リスクの増大に留まらず、企業の持続可能性に影響を与えるような深刻な経営リスクが発生する場面も想定し得ることから、このような場面において、例外的に即座の取引停止が許容され得るのかを確認したいため。
今後作成を予定されている「人権尊重の取組の内容をより具体的かつ実務的な形で示すための資料」	「人権尊重の取組の内容をより具体的かつ実務的な形で示すための資料」に、現場での人権DD実施時に活用できる具体的なチェックポイントリストの例を入れて頂きたい。	現場での実際の人権DDに際し、潜在的な問題を探知するためのツールを各企業が個別にゼロから用意するのは社会的コストが大きい。具体的なチェックポイントリストの例を政府から示して頂くことで、各企業の人権DD実施のハードルが下がり、共通のベースのもと、日本企業での人権DDの定着が促されると思われるため。